

一般財団法人沖縄県水産公社地方卸売市場買受人承認基準

令和5年 11 月 28 日

ここでいう買受人とは、一般財団法人沖縄県水産公社（以後「開設者」という。）が開設する市場においてセリに参加し、開設者の承認を受けた卸売業者から水産物を買受けることができる業者のことである。

買受人の選定にあたっては、取引の公正化、効率化及び買受人間の過当競争の防止等を勘案しながら買受人の育成、健全化を推進し、また、安定的に価格の平準化を図るため、下記により公募した希望者の中から選定して承認する。

1. 買受人の承認方針

開設者は、糸満漁港及び産地市場の特性を前提とした上で、卸売市場の公共性をも考慮し、取引の公正及び適正価格の樹立等市場の健全な運営を確保するため、水産物の流通を円滑に果たしうる適格者を買受人として承認するものとする。

2. 対象業者

買受人の対象事業者は、主たる事業所を沖縄県内に有し、次の各号の一に該当する者のうち、原則として法人組織であり、当市場の毎開場日において1人以上の買受業務担当者を入場させ得る者とする。

- ①水産物の販売を業務とする者。
- ②水産物の加工を業務とする者。
- ③その他開設者が必要と認める者。

3. 経験年数

申請者は上記2の対象事業者で、かつ申請時まで引続き当該業務に原則として満3年以上の従事経験を有する者。

4. 年間取扱金額

当市場で年間100万円以上の買受が見込まれる者。

5. 資力信用

- ①必要な営業資金を有し、市場関係者に対し著しく遅延した負債のない者。
- ②市場業務の円滑な運営を確保するため、卸売業者と支払保証等に関して十分な支払猶予の特約のできる者。

6. 承認の条件等

開設者は、買受人の承認にあたっては条件または制限を付すことができるものとする。

7. 不適格要件

開設者は、申請者が次の各号の一に該当する者は承認しないものとする。

- ①破産者で復権を得ない者。
- ②卸売市場に関する法令等に違反し、その業務にかかる承認等を取り消された日から起算して1年を経過しない者。
- ③卸売の相手方として必要な知識及び経験又は、資力信用を有しない者。
- ④申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうちに前各号の一に該当する者がいる法人。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑥暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのある者。

8. 承認の期間

承認期間は2年間とし一斉に更新する。なお、期間中における新規買受人の承認にあたっては、次回更新日までを承認の期間とする。

9. 承認の取消等

開設者は、1年毎の買受け実績が上記4の年間取扱金額に定める数値に達しない買受人に対しては、承認期間中においてもその承認の取消し又は、更新を承認しないことができるものとする。